

鳥インフルエンザについてのQ&A

財団法人 日本食肉消費総合センター
独立行政法人 農畜産業振興機構

はじめに

本年 1 月に家畜伝染病予防法に指定されている「高病原性鳥インフルエンザ (H5N1)」が 79 年ぶり (1925 年) に我が国で発生しました。また、最近では近隣の韓国や中国、タイ、ベトナム等の東南アジア諸国等においても本病の発生が報告されています。

これらに対し、国内対応では移動制限等によるまん延防止措置の徹底、国際対応では発生国からウイルスの侵入を防ぐため鶏肉等の輸入一時停止措置がとられています。

鳥類のインフルエンザは、感染を受けた鳥類が死亡しますが、人のインフルエンザとは異なったウイルスです。また、食品 (鶏肉・鶏卵) を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されておりません。

しかしながら、生きた鳥との接触により人に感染した例が海外では見られることから、東南アジアでの鳥インフルエンザに関する報道が頻度を増すに伴い、我が国において多くの消費者が、鶏肉や鶏卵があたかも危険な食材であるかのような意識を持ち、これらの食材を避けるような事態も起きています。

このような間違った知識に基づいた風評に対して、「鳥インフルエンザ」についての正しい知識と理解を得る目的で本紙の Q & A を作成しました。

Q & A の回答については、専門的知識を有する次の関係機関の助言を得ております。

「鳥インフルエンザについて」、「鳥インフルエンザの発生と防疫措置について」は主に (独) 農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所

「鳥インフルエンザと人の関係」、「鶏肉・鶏卵の安全性について」は国立感染症研究所感染症情報センター

「海外における高病原性鳥インフルエンザ」はこれら 2 機関のほか農林水産省消費安全局

なお、2004 年 2 月 25 日現在における知見、情報をもとに作成していますが、今後の研究の進展や行政の展開により内容が異なることが生じるかも知れませんがご了承ください。

2004 年 2 月

この冊子の刊行にあたり、活用させていただいた関係機関のホームページ

< 関係機関のホームページアドレス >

- ・ (独) 農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所ホームページ
(<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poultry/toriinfluqa.html>)

- ・ 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ
(<http://idsc.nih.go.jp/others/topics/flu/toriinf.html>)

- ・ 農林水産省消費安全局ホームページ
(http://www.maff.go.jp/www/maff/central/org_shohianzen.html)

なお、本文中につけた関係機関の略称は次のとおりです。

【動衛研】は、(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所

【感染症情報センター】は、国立感染症研究所感染症情報センター

【消費安全局】は、農林水産省消費安全局

目 次

< 鳥インフルエンザについて >

- Q 1 高病原性鳥インフルエンザとは、どのような病気ですか？【動衛研】
- Q 2 鳥インフルエンザとはどのような病気ですか、また、どのような動物が発病するのですか？【動衛研】
- Q 3 鶏はどんな症状を出しますか？【動衛研】

- Q 4 ウイルスが海外から日本へ侵入するルートには、どんなものがありますか？【動衛研】
- Q 5 ウイルスが農場へ侵入するルートには、どんなものがありますか？【動衛研】
- Q 6 鳥用のワクチンがありますか？【動衛研】

< 鳥インフルエンザと人の関係について >

- Q 7 鳥インフルエンザウイルスが人に感染することはありますか？【動衛研】
- Q 8 どのように人に感染するのですか？【感染症情報センター】
- Q 9 人にはどんな症状がでますか？【感染症情報センター】
- Q 10 鳥インフルエンザに人が感染した場合、どのような診断方法と治療方法がありますか？【感染症情報センター】

- Q 11 人ではどのような予防方法がありますか？【感染症情報センター】
- Q 12 人のインフルエンザワクチンは鳥インフルエンザに対して有効ですか？【感染症情報センター】

< 鳥インフルエンザの発生と防疫処置について >

- Q 13 本病を発生させないためには、どうしたらよいのですか、また、どのような予防対策が講じられていますか？【動衛研】
- Q 14 農場で発生した場合には、どのような防疫措置が採られますか？【動衛研】
- Q 15 わが国での発生状況を教えてください。【動衛研】

- Q 1 6 農場で発生した場合には、農場関係者や防疫従事者の感染をどう防ぐのですか？【動衛研】
- Q 1 7 どんな消毒薬が有効ですか？【動衛研】
- Q 1 8 ペットでニワトリや小鳥を飼っていますが大丈夫ですか？【感染症情報センター】

< 鶏肉・鶏卵の安全性について >

- Q 1 9 鶏肉や鶏卵を食べて、感染することがありますか？【感染症情報センター】
- Q 2 0 高病原性鳥インフルエンザウイルスが存在した鶏肉や鶏卵を食べても大丈夫ですか？【感染症情報センター】

< 海外における高病原性鳥インフルエンザ >

- Q 2 1 これまでの海外における発生状況を教えてください。【動衛研】
- Q 2 2 これまでに人に感染した例はありますか？【感染症情報センター】
- Q 2 3 東南アジアを中心に鳥インフルエンザが発生していますが、わが国はどのような対応をしていますか？【消費安全局】
- Q 2 4 海外で鳥インフルエンザが発生した場合、鶏肉等の輸入停止措置がとられますが、なぜですか、また、加熱処理品も停止されていますが、どうしてですか？【消費安全局】

< その他 >

- Q 2 5 外国でも発生していると聞きますが、海外旅行は大丈夫ですか？国内での移動はどうでしょう？【感染症情報センター】

鳥インフルエンザについてのQ & A

<鳥インフルエンザについて>

Q 1 : 高病原性鳥インフルエンザとは、どのような病気ですか？

A : 高病原性鳥インフルエンザとは、家畜伝染病予防法で定められている、以下の1)~2)に述べるA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥の病気をいいます。この病気では、感染した鶏の大半が死亡するなど大きな被害が出ます。

- 1) 鶏を高率に死亡させる鳥インフルエンザウイルス
 - 2) H5あるいはH7亜型の鳥インフルエンザウイルス【動衛研】
-

Q 2 : 鳥インフルエンザとは、どのような病気ですか、また、どのような動物が発病するのですか？

A : 鳥インフルエンザとは、鳥類がインフルエンザウイルスに感染して起こる病気です。鳥類に感染しているインフルエンザウイルスはA型インフルエンザウイルスで、鳥インフルエンザウイルスと呼ばれています。鳥インフルエンザウイルスに感染して発病するのは、鶏や七面鳥等の家きんに限られ、野鳥はほとんど発病しません。また、鳥インフルエンザウイルスの中には鶏などを死亡させる強毒な株があり、その感染による病気を高病原性鳥インフルエンザと呼んでいます。

家畜伝染病予防法で規定している鳥インフルエンザとは、インフルエンザウイルス感染による家きん(鶏、七面鳥、あひる、うずら)の病気の内、高病原性鳥インフルエンザでないものです。つまり、H5あるいはH7亜型以外の弱毒な鳥インフルエンザウイルス感染による家きんの病気と言えます。【動衛研】

Q 3 : 鶏はどんな症状を出しますか？

A : 感染鶏群では死亡する鶏が増加します。症状としては、元気消失、食欲・飲水欲の減退、産卵率の低下、呼吸器症状、下痢、肉冠・肉垂・顔面の腫れやチアノーゼ、脚の浮腫や皮下出血、神経症状などが見られます。

これらの症状は、感染したウイルスが持っている病原性の強さ、他の病原体との混合感染、鶏舎内外の環境要因などによって多様です。病原性が強いウイルスの場合には、鶏は短期間に高率に死亡しますが、必ずしも症状は明瞭ではありません。一方、病原性が比較的弱いウイルスや、鶏への順化があまり進んでいないウイルスの場合には、不顕性感染や軽い元気消失が認められます。

H5、H7 亜型のウイルスの場合、流行当初は弱毒であっても家きんの間で感染を繰り返すうちに数ヶ月後には強毒に変異する場合がありますから注意が必要です。【動衛研】

Q 4 : ウイルスが海外から日本へ侵入するルートには、どんなものがありますか？

A : 1) 輸入鳥類（家きん、愛玩鳥等）を介して侵入するルート、2) 渡りの水きん類や野鳥を介して侵入するルート、3) 海外の発生国から鳥や鶏肉を輸入することによって侵入するルート、4) 海外の発生地からヒトが持ち込むルートが考えられます。

輸入鳥類のルートは、鶏等の家きんについては輸入検疫で監視されており、本病が発生した国からは生きた鳥類およびその肉や卵の輸入が停止されています。また、渡り鳥のルートは、鳥やそれらの糞との接触を避けることで、鶏群への侵入を防止できます。また、ヒトが履き物や衣服等にウイルスを付けて持ち込まないように、発生の農場等を訪問しないことも肝要です。【動衛研】

Q 5 : ウイルスが農場へ侵入するルートには、どんなものがありますか？

A : 農場への侵入ルートとしては、1) ウイルスに感染している鶏を導入した場合、2) ウイルスに汚染された器材・車両・卵ケースなどを使用した場合、3) 人の衣服、手、長靴などを介してウイルスが持ち込まれた場合が考えられます。また、4) 野鳥が出入りできる鶏舎の場合や屋外養鶏場では、感染した野鳥がウイルスを持ち込む可能性があります。

ウイルス侵入の機会を少なくするためには、普段からなるべく鶏、器材等の移動は必要最小限とし、消毒できるものは消毒してから、農場に持ち込むように

して下さい。特に、鳥インフルエンザの発生報告があった直後には注意が必要です。また、野鳥が侵入しない鶏舎構造に変える、野鳥の糞で汚染されている可能性がある水や餌を鶏に与えないことも大切です。【動衛研】

Q 6 : 鳥用のワクチンがありますか？

A : 海外には鳥用のワクチンがありますが、日本を含め世界のほとんどの国では、ワクチンに頼らない、殺処分による防疫措置が採られています。その理由は、ワクチンは発病を抑えることはできますが、ウイルスの感染を防ぎきれないために、農場の清浄化を完全には達成できないからです。

なお、現在使用されている豚用および人用の A 型のインフルエンザワクチンは、H1 および H3 亜型に対するものであり、高病原性鳥インフルエンザ (H5 又は H7 亜型) には効果はありません。

もしこれらのワクチンを接種した場合は、抗体が上昇し、鳥インフルエンザウイルス感染群と見なされます。絶対にワクチンを接種しないで下さい。【動衛研】

<鳥インフルエンザと人の関係について>

Q 7 : 鳥インフルエンザウイルスが人に感染することはありますか？

A : ほとんどの鳥インフルエンザウイルスは人には感染しませんが、例外的に一部のウイルスが人に直接感染することが最近報告されるようになりました。

それが、1997 年の香港市民の感染 (H5N1: 18 名が感染し 6 名死亡)、2003 年の福建省に旅行した香港家族の感染 (H5N1: 2 名が感染し 1 名が死亡)、2003 年のオランダにおける防疫従事者の感染 (H7N7: 約 80 名が感染し 1 名が死亡)、2004 年のベトナム市民の感染 (H5N1: 十数名が死亡) およびタイ市民の感染 (H5N1: 数名が死亡) です。

高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した人では、結膜炎、肺炎、多臓器不全などの症状が見られました。【動衛研】

Q 8 : どのように人に感染するのですか？

A : これまでのところ、香港などのように店頭での生きたニワトリの小売りが一般的な地域において発生した感染事例や、防疫業務に携わった人の感染事例など、まれにトリからヒトへの感染は見られた（数十例ほど）ものの、ヒトからヒトへの感染については疑わしいとの報告がわずかにあるのみです。またヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、病鳥と近距離で接触した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多く、鶏肉や鶏卵を食べることにより感染した事例の報告はありません。【感染症情報センター】

Q 9 : 人にはどんな症状がでますか？

A : オランダの例（H7型）では結膜炎が主な症状でしたが、一部の感染者では呼吸器の症状も見られています。香港の例（H5型）では発熱、咳などのヒトの一般的なインフルエンザと同様のものから多臓器不全に至る重症なものまで様々な症状がありました。死亡の主な原因は肺炎でした。

なお、「高病原性鳥インフルエンザ」という呼称についてですが、これはトリに対して特に病原性の高いインフルエンザの呼び方であり、ヒトに対する病原性から決められた呼び方ではありません。【感染症情報センター】

Q 10 : 鳥インフルエンザに人が感染した場合、どのような診断方法と治療方法がありますか？

A : 鳥インフルエンザはヒトで流行しているソ連型(H1N1)や香港型(H3N2)とは異なりますが、大きな分類ではいずれもA型インフルエンザウイルスに属するものです。ヒトのA型インフルエンザウイルスの診断に使う迅速診断キットで、鳥インフルエンザウイルスを検出することは可能ですが、どの型のウイルスに感染したかの同定は、分離されたウイルスの抗原解析や遺伝子の検査など、さらに細かい解析を行う必要があります。A型インフルエンザの治療に用いられている抗インフルエンザウイルス薬も、鳥インフルエンザに効果があるといわれています。【感染症情報センター】

Q 1 1 : 人ではどのような予防方法がありますか？

A : 鳥インフルエンザに対する有効なワクチンは、現在のところありません(研究、開発が行われています)。本人の万が一の感染を避けるために、また付着したウイルスを他の地域のニワトリに拡げないために、鳥インフルエンザの流行が見られている鶏舎などへの出入りは、用事のない限り避けて下さい。用事があって鶏舎に出入りするときは、手袋、医療用マスク、ガウン、ゴーグルなどの着用、手洗いの励行などの、基本的な感染予防対策が必要です。

通常の生活の中で、現段階では鳥インフルエンザウイルスに関する特別な予防を行う必要はありません。【感染症情報センター】

Q 1 2 : 人のインフルエンザワクチンは鳥インフルエンザに対して有効ですか？

A : 現在使用されているヒトのインフルエンザワクチンはヒトの間で流行しているAソ連(H 1 N 1)、A香港(H 3 N 2)、およびB型に対して効果のあるもので、H 5 やH 7 などの鳥インフルエンザに対しては効果がありません。【感染症情報センター】

<鳥インフルエンザの発生と防疫処置について>

Q 1 3 : 本病を発生させないためには、どうしたらよいのですか、また、どのような予防対策を講じられていますか？

A : ウイルスが海外から侵入するルート(Q 4)、農場へ侵入するルート(Q 5)の両者を遮断すれば、農場での発生を防止できます。

また、1) 国レベルで行う、海外における発生状況の把握と輸入検疫の強化、2) 県レベルで行う、国内農場の定期的モニタリング調査と汚染防止に関する啓発指導、3) 鶏飼養者レベルで行う、農場への出入り制限と消毒の徹底によって、本病の発生は阻止できます。【動衛研】

Q 1 4 : 農場で発生した場合には、どのような防疫措置が採られますか？

A : 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置は家畜伝染病予防法とその防疫マニュアルに沿って行われます。

本病であることが確認されますと、発生農場及び発生農場と同一飼養者が管理している農場の家きんはすべて殺処分され、死体は焼却・埋却または消毒されます。また、農場全体は閉鎖、消毒され、人の出入りも禁止されます。

また、発生農場を中心とした半径最大 30km の区域では、約 1 ヶ月間、生きた家きん、死体、その生産物と排泄物の移動が禁止され、区域内の全ての農場について、異常鶏がないかについて、家畜防疫員が調べることになっています。

最終発生の防疫措置が終了してから、約 1 ヶ月間に続発がなければ、基本的には移動禁止は解除されますが、その後も 3 ヶ月間は区域の監視が継続されます。全ての農場で、清浄確認検査によりウイルス感染が否定された場合に、清浄宣言が出されます。【動衛研】

Q 1 5 : わが国での発生状況を教えてください。

A : 第 1 例目の発生状況

西日本の採卵養鶏場(35000羽飼養)でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、Q14の回答のように、防疫マニュアルに沿って、殺処分、埋却処理、農場の消毒等の防疫措置が終了後、半径30kmの移動制限区域内での全ての養鶏場を対象に実施した清浄性確認検査(ウイルス検査と抗体検査)で全てが清浄と確認され、平成16年2月19日の午前0時に移動制限措置が解除された。

なお、原則3ヶ月間は当該区域の監視(死亡状況報告の提出、モニタリング検査)を実施することになっています。

A : 第 2 例目の発生状況

西日本の13羽飼育のチャボで2月14日から突然死亡の疾病が発生し、家畜保健衛生所が病性鑑定を実施しました。2月17日に家畜保健衛生所で分離したウイルスを動物衛生研究所に持ち込み、さらに検査を行いました。その結果、ウイルスはH5亜型A型インフルエンザウイルスであることが判明し、消費安全

局衛生管理課を通して畜産課に検査結果を報告しました。同日、県は今回の発生を高病原性鳥インフルエンザと診断し、防疫マニュアルに沿った防疫措置をとりました。なお、飼養鳥は全て死亡あるいは殺処分済みで、発生飼育場からウイルスが拡散する心配はありません。【動衛研】

Q 1 6 : 農場で発生した場合には、農場関係者や防疫従事者の感染をどう防ぐのですか？

A : 万が一のことを考えて、感染防止策を採る事を厚生労働省は勧めています。農場関係者や防疫従事者がウイルスを吸い込んだり、飲み込んだりしないように、防護服(つなぎ)を着用し、ゴム手袋をつけ、ゴーグルと医療用マスク等で防護して下さい。また、作業終了後には石鹼で手を洗い、うがいをし、目を洗浄して下さい。

これらの者及びその家族は、感染の可能性のある期間は健康に注意して、発熱などのインフルエンザ様症状がでたら、直ちに医師の診察を受けて下さい。感染初期であれば抗ウイルス薬が有効です。【動衛研】

Q 1 7 : どんな消毒薬が有効ですか？

A : インフルエンザウイルスは表面がエンベロープと呼ばれる壊れやすい膜で覆われているので、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド液、クレゾール液、逆性石鹼液などの一般の消毒薬が有効です。発生農場の消毒は、一週間間隔で3回以上消毒することとされています。【動衛研】

Q 1 8 : ペットでニワトリや小鳥を飼っていますが大丈夫ですか？

A : これまでの科学的知見によれば、鳥インフルエンザが鶏やアヒルの他にも、色々な種類のトリに感染することが知られていますが、国内で鳥インフルエンザが養鶏場の鶏の間で発生したために、直ちにこれまでペットとして家庭などで飼育していたトリが危険になるということはありません。

なお、トリに限らず、動物を飼う場合は、動物に触った後は手を洗うこと、糞尿は速やかに処理して動物のまわりを清潔にすることなどを心がけることが重要です。また、動物の健康状態に異常があった場合は獣医さんに、飼い主が

身体に不調を感じた場合は早めに医療機関で受診することも大切です。【感染症情報センター】

< 鶏肉・鶏卵の安全性について >

Q 1 9 : 鶏肉や鶏卵を食べて、感染することがありますか？

A : 食品としての鳥類（鶏肉や鶏卵）を食べることによってヒトが感染した例はありません。【感染症情報センター】

Q 2 0 : 高病原性鳥インフルエンザウイルスが存在した鶏肉や鶏卵を食べても大丈夫ですか？

A : 我が国では、これらの病原性の高い鳥インフルエンザは、家畜伝染予防法上、家畜伝染病（法定伝染病）として位置づけられており、発生した場合は、鳥の間での拡大を防ぐために感染鳥の殺処分等のまん延防止措置が実施されることとなります。したがって、これらの感染鳥やその卵が食品として市場に出回ることはありませんし、Q 1 9 のように、食品としての鶏肉、鶏卵などからの感染はないと考えられます。

なお、WHO（世界保健機関）によると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するよう加熱することを推奨しています。【感染症情報センター】

<海外における高病原性鳥インフルエンザ>

Q 2 1 : これまでの海外における発生状況を教えてください

A : 主要なものを列挙しますと、米国(H5N2:1983、2004)、メキシコ(H5N2:1993)、オーストラリア(H7N7:1975、1976、1983、H7N3:1992、1994、1997)、イタリア(H5N2:1997、H7N1:1999)、オランダ・ベルギー・ドイツ(H7N7:2003)、香港(H5N1:1997、2001、2002、2003)、韓国(H5N1:2003)、ベトナム(H5N1:2004)で発生がありました。

また最近、H5N1亜型による発生がアジアの諸国(韓国、ベトナム、タイ、カンボジア、ラオス、インドネシア、中国等)で確認されています。

米国では1700万羽(1983)、イタリアでは1300万羽(1999)、オランダ・ベルギー・ドイツでは3000万羽(2003)、香港では140万羽(1997)、韓国では185万羽(2003)の鶏、七面鳥、アヒルなどが死亡または処分されました。【動衛研】

Q 2 2 : これまでに人に感染した例はありますか？

A : 1997年香港においてH5鳥インフルエンザに18名が感染、6名が死亡しています。2003年2月、同じく香港においてH5鳥インフルエンザウイルス感染が2名で確認され、うち1名は死亡していますが、その後の感染拡大はありませんでした。2003年3-4月オランダではH7鳥インフルエンザウイルス流行の際に、防疫に従事したヒトを中心に数十人のヒトが結膜炎を、十数人インフルエンザ様症状を呈しました。死亡した獣医師1名の肺から鳥インフルエンザウイルスH7N7が分離されており、また、養鶏従事者の家族内で3人に結膜炎と軽い呼吸器症状が見られヒトからヒトへの感染が疑われた例もあります。【感染症情報センター】

Q 2 3 : 東南アジアを中心に鳥インフルエンザが発生していますが、わが国はどのような対応をしていますか？

A : わが国への高病原性鳥インフルエンザ侵入を水際で止めるため、発生国からの家きん肉等の輸入を一時停止する措置をとっています。また、これまで検疫対象外であった鳥類についても、万全を期すため、これらの輸入も停止す

ることとしました。【消費安全局】

Q 2 4 : 海外で鳥インフルエンザが発生した場合、鶏肉等の輸入停止措置がとられますが、なぜですか、また、加熱処理品も停止されていますが、どうしてですか？

A : 生きた鳥のみならず、鶏肉や臓器なども高病原性鳥インフルエンザウイルスが付着している可能性があるからです。O I E（国際獣疫事務局）でもそのように対応するよう推奨しています。

なお、加熱処理品は完全にウイルスが不活化していれば問題ありませんが、その輸入を認めるためには、ウイルスが不活化されていること等を確認するルール作りが必要です。【消費安全局】

<その他>

Q 2 5 : 外国でも発生していると聞きますが、海外旅行は大丈夫ですか？国内での移動はどうでしょう？

A : 現段階では、鳥インフルエンザウイルスの発生を理由に発生国への渡航の自粛、中止などの必要はありません。また、国内の旅行、移動も同様に、鳥インフルエンザウイルスの発生を理由にその土地への旅行や移動の自粛、中止などの必要はありません。但し不用意、無警戒に流行地の生きた鳥類のいる施設、例えば、養鶏場、生鳥市場への立ち寄り、接触などは行わない方がよいでしょう。【感染症情報センター】

事業名：平成 15 年度国産食肉等消費拡大総合対策事業
(国産食肉等 PR 活動)

主催者：(財)日本食肉消費総合センター

後援：農林水産省生産局

(独)農畜産業振興機構

協力：(社)日本食鳥協会

印刷・製本：前田印刷株